

令和2年9月23日

## 交通安全対策特別交付金の交付決定（令和2年度9月期）

総務省は、令和2年度9月期分の交通安全対策特別交付金の額を9月23日に決定し、各都道府県知事あて通知しました。

1 交付総額

27,568百万円

2 現金交付

令和2年9月29日（火）

※ 都道府県別内訳は別紙のとおり

（連絡先）

自治財政局交付税課

担当：原課長補佐・伊藤係長

代表：03-5253-5111（内線 23377）

直通：03-5253-5624

FAX：03-5253-5625

令和2年度交通安全対策特別交付金  
(9月期交付額 各県別内訳)

(単位：百万円)

団体名	都道府県分	市町村分
1 北海道	645	605
2 青森	175	86
3 岩手	194	97
4 宮城	235	261
5 秋田	154	75
6 山形	205	102
7 福島	285	140
8 茨城	385	193
9 栃木	264	132
10 群馬	434	217
11 埼玉	885	585
12 千葉	706	465
13 東京	1,525	762
14 神奈川	700	980
15 新潟	220	216
16 富山	147	73
17 石川	149	74
18 福井	96	48
19 山梨	133	65
20 長野	345	169
21 岐阜	253	125
22 静岡	628	661
23 愛知	1,030	861
24 三重	219	110
25 滋賀	175	88
26 京都	199	249
27 大阪	955	961
28 兵庫	763	595
29 奈良	169	81
30 和歌山	109	53
31 鳥取	70	33
32 島根	96	48
33 岡山	196	202
34 広島	270	273
35 山口	180	90
36 徳島	119	58
37 香川	168	84
38 愛媛	172	86
39 高知	97	46
40 福岡	714	796
41 佐賀	185	92
42 長崎	192	96
43 熊本	172	188
44 大分	177	89
45 宮崎	259	129
46 鹿児島	273	136
47 沖縄	183	90
合計	15,903	11,664

\* 表示単位未満を四捨五入しているため、都道府県の数値の計と合計は一致しない場合がある。

# 交通安全対策特別交付金制度の概要

## 1 交付金の目的

交通安全対策特別交付金は、昭和43年に道路交通法の改正により創設された交通反則通告制度に基づき納付される反則金収入を原資として、地方公共団体が単独で行う道路交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付するものであり、もって交通事故の発生を防止することを目的とする。

## 2 交付金の総額

交通反則金等収入(運用益を含む。)から通告書送付費支出金相当額等を控除した額

## 3 交付金の使途

交通安全対策特別交付金等に関する政令で定める道路交通安全施設の設置及び管理に関する費用

- (例示)
- ・ 信号機
  - ・ 道路標識
  - ・ 横断歩道橋
  - ・ さく(ガードフェンス、防護柵)
  - ・ 道路反射鏡(カーブミラー)

## 4 交付基準

各地方公共団体の区域内における交通事故発生件数、人口集中地区人口及び改良済道路延長を配分指標として、それぞれ2:1:1の割合で交付額の算定をする。

## 5 最低交付限度基準額

9月に交付すべき額が25万円に満たない市町村については、当該年度においては交付金は交付しない(この市町村に対する交付金相当分は、当該市町村を包括する都道府県に加算して交付される。)

## 6 交付時期

年2回(9月及び3月)

## 7 交付総額算定までのフローチャート

